

2025年10月16日

原子力発電環境整備機構
理事長 山口 彰 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 加藤 一郎

答 申 書

2025年10月6日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2025年度諮問第3号（「2025年8月25日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料には存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある旨を請求者に示すこと及び機構HP記載の情報以外を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料[2025—3]

寿都町、神恵内村、玄海町における概要調査以降の調査や処分場建設の実現見通しについて、NUMO内の検討状況に関わる決裁文書のほか、検討の状況や過程が分かる資料（会議記録、メール等）

2. 情報公開請求に対する機構の説明

（1）情報公開請求に該当する機構資料

「寿都町、神恵内村、玄海町における概要調査以降の調査や処分場建設の実現見通しについて、NUMO内の検討状況に関わる決裁文書のほか、検討の状況や過程が分かる資料（会議記録、メール等）一式」（なお、請求のなされた機構資料の中に決裁文書に該当する資料は存在しなかった）

（2）上記（1）機構資料に係る公開の取扱い

資料には、規程第7条第1項で非公開情報として規定する別表2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」が記載されており、機構HP記載の情報を除き非公開とする。

なお、請求者には「公開請求された機構資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある」と資料の存否に関わらず付言する。

3. 当委員会の判断

請求者に「公開請求された機構資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある」と資料の存否に関わらず付言することは妥当と判断する。

また、資料には「3. 審議、検討又は協議に関する情報」が記載されており、機構HP記載の情報を除き非公開とすることは妥当と判断する。

第3 審議の経緯

- | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-------------------|
| (1) | 2025年 | 10月 | 6日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2025年 | 10月 | 7日 | 第48回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2025年 | 10月 | 16日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委 員 長 (座長)	加藤 一郎
委 員	新保 雄司
委 員	秋山 一弘